※　造船・舶用工業分野に関する必要な書類　　＜認定・変更用・第３表の５＞

番号	必要書類		様式番号	提出の要否	留意事項	提出確認欄 いずれか選択		提出確認欄 過去に提出した申請日及び申請番号	官用欄	
1	次のAからBまでのいずれかの場合に応じた書類									
	A)申請人が技能実習２号良好修了者(２年１０か月以上)の場合	次の①から③までのいずれか ①技能検定３級の実技試験の合格証明書の写し ②技能実習評価試験(専門級)の実技試験の合格証明書の写し ③技能実習生に関する評価調書 (注)上記のいずれも省略できる場合あり(留意事項欄を参照)	※③のみ 参考様式第1-2号	△ (注１)	※希望する業務区分に試験免除となる職種・作業の技能実習は、「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-造船・舶用工業分野の基準について-」の別表を参照 ※技能実習生に関する評価調書の発行が受けられない場合には申請前に地方出入国在留管理局に相談してください。 ※今回の所属機関が申請人を技能実習生として受け入れたことがある場合であって、所属機関が技能実習法の「改善命令」や旧制度の「改善指導」を過去１年以内に受けていないときに限り提出省略可	有	無		有	無
	B)申請人が上記に該当しない場合	次の①又は②のいずれか ①希望する業務区分に応じた造船・舶用工業分野特定技能１号試験の合格証明書の写し ②希望する業務区分に応じた技能検定３級の合格証明書の写し		○		有	無		有	無
		次の①又は②のいずれか ①日本語能力試験(Ｎ４以上)の合格証明書の写し ②国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書(判定結果通知書)の写し		○	※職種・作業にかかわらず技能実習２号良好修了者の場合には提出不要。ただし、技能実習２号良好修了者であることを証明する書類の提出が必要	有	無		有	無
2	造船・舶用工業事業者の確認通知書			△ (注３)	※初めて、造船・舶用工業分野で受け入れる場合には、申請前の国土交通省の手続が必要	有	無		有	無
3	造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)		分野参考様式第7-1号	○		有	無		有	無
4	協議会の構成員であることの証明書(特定技能所属機関)			○	※令和６年６月１５日以降の申請については、一律に提出(初めて造船・舶用工業分野で受け入れる場合には申請前の協議会加入手続)が必要	有	無		有	無
以下、登録支援機関に、１号特定技能外国人支援計画の実施の全部を委託する場合に必要な書類(登録支援機関の関係書類)										
5	造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(登録支援機関)		分野参考様式第7-2号	○		有	無		有	無
6	協議会の構成員であることの証明書(登録支援機関)			○	※令和６年６月１５日以降の申請については、一律に提出(初めて造船・舶用工業分野で１号特定技能外国人支援計画の全部の実施の委託を受けて支援を行う場合には申請前の協議会加入手続)が必要	有	無		有	無